

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	ふるさと納税寄附金について、地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村長に対し、その情報を通知する。
③システムの名称	エクセル(表計算ソフト)、motiONE、IAM、さとふるワンストップツール、さとふるオンライン申請(e-NINSHO)、eLTAX(地方税ポータルシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル、寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル作成支援ツール	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項及び別表項番24 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業労働部県産品・貿易振興課
②所属長の役職名	県産品・貿易振興課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(総務部 高等教育政策・学事文書課) 住所:〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話:023-630-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県 産業労働部 県産品・貿易振興課 住所:山形県山形市松波2丁目8-1 電話:023-630-2190 FAX:023-630-3371
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号法第16条の規定に則り、特定個人情報の入手の際は、本人からのマイナンバー取得と、関係書類による本人確認(身元確認+番号確認)を徹底している。また、書類の保管等のマイナンバーの取扱いに関して手作業が介在する局面では、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分にしている] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分である] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	事務取扱者、保護責任者への研修及びサイバーセキュリティ研修を計画的に実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	エクセル(表計算ソフト)、LedgHOME	エクセル(表計算ソフト)、motiONE、IAM、さとふるワンストップツール、さとふるオンライン申請(e-NINSHO)、eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	
令和5年11月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	山形県行政情報センター(総務部 学事文書課)	山形県行政情報センター(総務部 高等教育政策・学事文書課)	事後	
令和5年11月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年11月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項及び別表第一項第16 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項及び別表項番24 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	産業労働部県産品流通戦略課	産業労働部県産品・貿易振興課	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職	県産品流通戦略課長	県産品・貿易振興課長	事後	
令和6年9月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	山形県 産業労働部 県産品流通戦略課	山形県 産業労働部 県産品・貿易振興課	事後	
令和7年2月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日時点	令和6年1月31日時点	事後	
令和7年2月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日時点	令和6年1月31日時点	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策 4. 特定個人情報の取扱いの	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 番号法第16条の規定に則り、特定個人情報の入手の際は、本人からのマイナンバー取得と、関係書類による本人確認(身元確認+番号確認)を徹底している。また、書類の保管等のマイナンバーの取扱いに関して手作業が介在する局面では、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策 10. 従事者に対する教育・啓	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年2月3日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従事者に対する教育・啓発 十分である 事務取扱者、保護責任者への研修及びサイバーセキュリティ研修を計画的に実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている。	事後	